

執筆者:

[E-mail](#) [村田 知信](#)

ベトナムでは、本年4月17日に制定された個人情報保護に関する政令<sup>1</sup>(以下「本政令」といいます。)の施行が7月1日に迫っている中、6月7日に同政令の管轄当局である公安省が同政令に関する説明会を開催しました。本政令の対応作業を実施又は検討されている日系企業の皆様にとって指針となり得る説明もありましたので、本ニューズレターでは当該説明会で新たに得られた情報をご報告させていただきます。

## 1. 書類提出用ポータルサイトの開設

本政令上、個人データを処理する全ての事業者はデータ処理影響評価を実施して関連書類を公安省に提出する義務を負い、個人データを国外移転する事業者はデータ移転影響評価を実施して関連書類を公安省に提出する義務を負います。

本説明会では、公安省が、7月1日の施行日を目指して、このような当局提出書類の提出を受け付けるためのポータルサイトの開設を準備している旨が説明されました。また、①提出書類はベトナム語で作成される必要があること、②データ処理影響評価書類とデータ移転評価書類は別の書類として提出される必要があること、③処理・移転開始日から60日以内というデータ処理影響評価書類とデータ移転評価書類の提出期限は施行日から起算されること等が明らかにされました。

ベトナムでは当局の作業が遅延するのは珍しいことではありませんので、ポータルサイトの開設が遅延する可能性も否定はできません。もっとも、公安省として早期に受付を開始できるよう準備を進めていることは確かなようなので、7月1日から起算して60日以内を目処に公安省に書類が提出できるよう、準備を進めていく方針が望ましいものと思われます。

## 2. 既に取得済みの同意の取り扱い

本政令上、管理者は、個人データを処理する場合、収集、利用、開示等の全ての処理過程について、原則としてデータ主体から同意を取得する必要があるとあり、同意を取得せず個人データを処理可能な場合は非常に限定されています。また、本政令には有効な同意を取得するための厳しい規制が定められています。

本説明会では、7月1日の施行日以前に既に同意を取得していた場合、施行日後に改めて本政令に準拠した同意を取得する必要があるのか、という質問があり、公安省は当該質問に対して必要ない、と回答しました。もっとも、当該回答の範囲は慎重に検討する必要があると思われます。

本政令制定前の現行法の下でも、ベトナム法上、個人データを処理する場合には、利用目的等を通知した上で本人の同意を取得することが必要とされています。上記回答は、このような現行法の規制を遵守した同意が存在し、当該同意の範囲内で個人データを処理するのであれば、本政令に準拠した同意を改めて取得する必要はないという趣旨の可能性が高いと思われます。例えば、利用目的を適切に通知していないためにデータ主体が何に対して同意しているのか不明確な同意(データ主体が認識できないであろう利用目的で個人データが処理されている場合)等は現行法に照らしても無効と判断され得るため、上記回答がその

<sup>1</sup> 個人情報保護に関する政令の詳細については、当事務所の[アジア/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター\(2023年4月21日号\)](#)をご覧ください。

ような場合でさえ本政令に従った同意の再取得が不要という趣旨の可能性は低いように思われます。

特に、本政令は、データ主体へ十分な情報提供をして同意を取得することなくマーケティング・広告目的で個人データを処理することを明確に禁止しているため、現在データ主体の同意に基づきそのようなデータ処理を行っている事業者は、本政令施行後も当該同意に依拠することが可能であるか、慎重な検討が必要だと思われま

### 3. 域外適用の範囲

本政令上、日本等の外国に所在する事業者であっても、「ベトナムにおける個人データの処理に直接関与し又は関連する」場合には本政令が域外適用されます。もっとも、どのような基準で「ベトナムにおける個人データの処理に直接関与し又は関連する」と判断されるのかは法令文言上不明確です。

本説明会では、外国に所在する事業者がアプリケーションを通じてベトナム国民の個人データを収集し当該データを外国で処理する場合は本政令が域外適用されるのかという質問があり、公安省は当該質問に対して、適用されると回答しました。また、当該回答に対する公安省の説明は、公安省が域外適用の範囲を非常に広く考えていることを示唆するものでした。公安省としては「ベトナム国民の個人データを処理する全世界の全ての事業者」に本政令が適用されるとさえ考えている可能性があります。したがって、外国に所在する事業者については、実務的には、ベトナムにおける事業形態・ベトナム拠点の有無や、ベトナムで収集した個人データの量・種類、利用目的等を踏まえたリスクベースアプローチで対応可否を決定するしかないように思われます。

当事務所では、クライアントの皆様ビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 